

菊陽町告示第23号

菊陽町犯罪被害者等見舞金給付要綱を次のように定める。

令和8年3月18日

菊陽町長 吉本 孝



菊陽町犯罪被害者等見舞金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊陽町犯罪被害者等支援条例(令和8年菊陽町条例第13号。以下「条例」という。)第7条に基づき、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対して行う見舞金(以下「見舞金」という。)の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者又はその遺族をいう。
- (5) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病に係る身体の被害であって、治療の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの(当該疾病が精神疾患である場合は、治療の期間が1か月以上かつその症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であると医師に診断されたもの)をいう。
- (6) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。
- (7) 町民 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者又は次のアからカまでのいずれかに該当する者であって本町の住民基本台帳に記録をされずに町内に居住しているものをいう。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第4項に規定するストーカー行為に係る被害を受けていた者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
 - オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律

第79号) 第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
カ その他、本町の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は身体に危害を受け
るおそれがある者

(見舞金の種類、給付額及び給付対象者)

第3条 見舞金の種類、給付額及び給付対象者は、次表のとおりとする。

見舞金の種類	給付額	給付対象者
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族であって、犯罪被害者が犯罪行為を受けたときにおいて町民であった次条に定める第1順位遺族
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、犯罪行為を受けたときにおいて町民であったもの

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の給付対象者は、犯罪被害者が犯罪行為を受けた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者又は婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（以下「事実婚等」という。）若しくは犯罪被害者と菊陽町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和5年菊陽町告示第7号）第6条第1項に規定する受領証等の交付を受けていた者（以下「パートナーシップ」という。）
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 犯罪被害者が犯罪行為を受けた時において、胎児であった子がその後出生した場合における前項の規定の適用については、当該子の母が犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは同項第2号の子とし、その他のときは同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金の給付対象者となる遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後とする。
- 4 遺族見舞金の給付対象者としての順位が第1順位となる遺族（以下「第1順位遺族」という。）が複数あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれか1人を代表者として定めなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の給付を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の給付を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(見舞金の給付の制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を給付しない。

- (1) 警察等の捜査機関に犯罪被害を受けたことが申告されておらず、当該申告の事実が関係機関等への照会等により確認できないとき。
- (2) 犯罪行為を受けた時において、犯罪被害者（重傷病見舞金を受け取るべき者であつて18歳未満であつたものを除く。）又は第1順位遺族（18歳以上であつた者に限る。）と加害者との間に3親等内の親族関係（事実婚等又はパートナーシップの関係にあつた者を含む。）があつたとき（親族関係が破綻していたと認められるときを除く。）。

- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にもその責めに帰すべき行為があったとき。
- (4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、菊陽町暴力団排除条例（平成23年菊陽町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接に関係ある者と認められるとき。
- (5) 同一の犯罪被害について、他の市町村から見舞金の給付を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、見舞金を給付することが社会通念上適切でないとき。

（見舞金の給付申請）

第6条 遺族見舞金の給付を受けようとする第1順位遺族は、菊陽町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書（別記様式第1号）に、次に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、当該者が当該見舞金の申請をすることができない場合は、その法定代理人又は任意代理人が代理申請をすることができる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 当該者が、犯罪被害者が犯罪行為を受けた時において、町民であったことを証明することができる書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- (3) 当該者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市区町村長の発行する証明書（戸籍の謄本又は抄本等）
- (4) 当該者が、犯罪被害者が犯罪行為を受けた時において、第2条第7号のアからカまでのいずれかに該当する者であって、本町の住民基本台帳に記録されずに町内に居住していた場合は、当該アからカまでの理由があったことを証明できる書類及び町内に居住していたことが客観的に確認できる書類（公共料金の領収証等）
- (5) 当該者が、犯罪被害者が犯罪行為を受けた時において、犯罪被害者と事実婚等の関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し等）
- (6) 当該者が、犯罪被害者が犯罪行為を受けた時において、犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（パートナーシップ宣誓書受領証等）
- (7) 当該者が配偶者（事実婚等又はパートナーシップの関係にあった者を含む。）以外であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本等）
- (8) 当該者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害者が犯罪行為を受けた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、預金通帳、家賃・光熱費の領収証等）
- (9) 第1順位遺族が複数あるときは、菊陽町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者届（別記様式第2号）
- (10) その他町長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の給付を受けようとする者は、菊陽町犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）給付申請書（別記様式第3号）に、次に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、当該者が当該見舞金の申請をすることができない場合は、その法定代理人又は任意代理人が代理申請をすることができる。

(1) 次のいずれかの診断書

ア 犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった場合にあつては、負傷し、又は疾病にかかった日、療養期間、入院日数、負傷又は疾病の状態が明記されている診断書

イ 精神疾患である場合は、精神疾患にかかった日、療養期間及び精神疾患の状態が明記され、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができないことが明記されている診断書。

(2) 当該者が犯罪行為を受けた時において、町民であったことを証明することができる書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

(3) 当該者が犯罪行為を受けた時において、第2条第7号のアからカまでのいずれかに該当する者であって本町の住民基本台帳に記載をされずに町内に居住していた場合は、当該アからカまでのいずれかに該当していたことを証明できる書類及び町内に居住していたことが客観的に確認できる書類（公共料金の領収証等）

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（給付の申請期限）

第7条 前条の規定による申請は、犯罪被害を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

2 前項の規定にかかわらず、申請の期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

（給付の決定）

第8条 町長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて関係機関等への照会、関係者への聞き取り等を行い、見舞金給付の可否の決定を行うものとする。

2 町長は、前項の決定を行ったときは、速やかに、菊陽町犯罪被害者等見舞金給付決定及び給付額の確定通知書（別記様式第4号）又は菊陽町犯罪被害者等見舞金不給付決定通知書（別記様式第5号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

（見舞金の請求）

第9条 前条に規定する通知により見舞金の給付決定を受けた者は、菊陽町犯罪被害者等見舞金給付請求書（別記様式第6号）により、町長に当該見舞金の給付を請求するものとする。

（給付の決定の取消し）

第10条 町長は、見舞金の給付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金の給付決定を取り消すことができる。

(1) 第3条各号に規定する給付対象者に該当しないことが判明したとき。

(2) 第5条各号に規定する見舞金の給付制限に該当することが判明したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により見舞金の給付決定を受けたことが判明したとき。

2 町長は、前項の規定により給付決定を取り消したときは、菊陽町犯罪被害者等見舞金給付決定取消通知書（別記様式第7号）により、その者に通知するものとする。

（見舞金の返還）

第11条 前条の規定により給付決定を取り消した場合において、既に見舞金が給付されているときは、当該見舞金を受けた者は、町長が定める日までに見舞金を返還しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の給付に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以降の犯罪行為により発生した犯罪被害について適用する。

菊陽町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書

年 月 日

菊陽町長 様

申請者（給付対象者） 住所（申請時）

住所（犯罪行為を受けた時） 申請時に同じ

（フリガナ）

氏名

生年月日 年 月 日 （ 歳）

連絡先

遺族見舞金の給付を受けたいので、次のとおり必要な書類を添えて申請します。

1 犯罪被害の状況

（1）犯罪行為を受けた日 年 月 日

（2）犯罪行為を受けた場所

（3）犯罪行為を受けた時の犯罪被害者の住所・氏名

住 所

（フリガナ）

氏 名

（4）被害の状況（警察に届け出た内容。事件が送致されている場合、罪名も記入。）

罪名：

（5）被害を届け出た警察署名（)

2 申請事項に係る調査等への同意

給付申請を行うに当たって、次の事項に同意します。(□にチェック)

- 提供する個人情報、菊陽町犯罪被害者等見舞金給付の目的の範囲内において、警察等の関係機関等への照会等に利用されることに同意します。
- 住民票、戸籍等の関係書類に関する調査に同意します。
- 見舞金給付に係る申請内容に虚偽がないことを認め、見舞金の給付後に偽りその他不正な手段による給付であったと町長が認めた場合のほか、給付の制限に該当すると町長が認めた場合には、見舞金を町に返還することに同意します。

3 給付の制限に該当しないことの確認

次のとおり給付制限に該当しないことを全て確認しました。(□にチェック)

- 犯罪行為を受けた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に要綱第5条第2号の親族関係がない。
- 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発しておらず、その他犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にもその責めに帰すべき行為がない。
- 犯罪被害者又は第1順位遺族が、菊陽町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの密接関係者ではない。
- 本件と同一の犯罪被害で、他の市町村から菊陽町犯罪被害者等見舞金と同様の支援を受けたことはない。

4 代理申請について

- なし
- あり 理由()

(代理人) 住所

(フリガナ)

氏名

生年月日 年 月 日

連絡先

給付対象者との関係

上記申請内容に間違いありません。

氏名

上記代理人氏名

添付書類（遺族見舞金）

- 犯罪被害者の死亡診断書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- 申請者が、犯罪被害者が犯罪行為を受けた時において、菊陽町に住所を有していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長発行の証明書（戸籍の謄本又は抄本等）
- 申請者が、犯罪被害者が犯罪行為を受けた時において、本要綱第2条第7号アからカまでのいずれかに該当する者であって、本町の住民基本台帳に記録されずに町内に居住していた場合は、当該アからカまでの理由があったことを証明できる書類及び町内に居住していたことが客観的に確認できる書類（公共料金の領収証等）
- 申請者が、犯罪被害者が犯罪行為を受けた時において、犯罪被害者と事実婚等の関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し等）
- 申請者が、犯罪被害者が犯罪行為を受けた時において、犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（パートナーシップ宣誓書受領証等）
- 申請者が、配偶者（事実婚等又はパートナーシップの関係にあった者を含む。）以外であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本等）
- 申請者が犯罪被害者の収入によって生計を維持していた者であるときは、犯罪被害者が犯罪行為を受けた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、預金通帳、家賃及び光熱費の領収証等）
- 遺族見舞金の給付を受けることができる遺族が複数あるときは、菊陽町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者届（別記様式第2号）
- 代理人によって代理申請するときは、代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍の謄本等、任意代理人の場合は委任状）
- その他町長が必要と認める書類

※ 該当する項目の□にレ点を入れてください。

菊陽町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者届

年 月 日

菊陽町長 様

代表者 住 所
氏 名
連絡先
犯罪被害者との続柄（ ）

私は、菊陽町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）の給付対象者である第1順位となる遺族を代表し、遺族見舞金を受給する者に指定されたことを届け出ます。

なお、下記第1順位となる遺族以外に新たな第1順位となる遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決します。

記

私は以下の者から遺族見舞金を受給することについて同意を得ました。			
上記代表者以外の 第1順位となる遺族 (署名)	犯罪被害者との続柄	住 所	連絡先

第1順位遺族である者のうち、上記欄に同意が確認できない者の理由等（未成年、所在不明等）については、次のとおり申し出ます。

第1順位遺族氏名	犯罪被害者との続柄	同意が確認できない理由

菊陽町犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）給付申請書

年 月 日

菊陽町長 様

申請者（給付対象者） 住所（申請時）
住所（犯罪行為を受けた時） 申請時に同じ
(フリガナ)
氏名
生年月日 年 月 日 (歳)
連絡先

重傷病見舞金の給付を受けたいので、次のとおり必要な書類を添えて申請します。

1 犯罪被害の状況

(1) 犯罪行為を受けた日 年 月 日

(2) 犯罪行為を受けた場所

(3) 犯罪行為を受けた時の犯罪被害者の住所・氏名

住 所

(フリガナ)

氏 名

(4) 被害の状況（警察に届け出た内容。事件が送致されている場合、罪名も記入。）

罪名：

(5) 被害を届け出た警察署名 ()

2. 申請事項に係る調査等への同意

給付申請を行うに当たって、次の事項に同意します。（□にチェック）

- 提供する個人情報、菊陽町犯罪被害者等見舞金給付の目的の範囲内において、警察等の関係機関等への照会等に利用されることに同意します。
- 住民票、戸籍等の関係書類に関する調査に同意します。
- 見舞金給付に係る申請内容に虚偽がないことを認め、見舞金の給付後に偽りその他不正な手段による給付であったと町長が認めた場合のほか、給付の制限に該当すると町長が認めた場合には、見舞金を町に返還することに同意します。

3. 給付の制限に該当しないことの確認

次のとおり給付制限に該当しないことを全て確認しました。（□にチェック）

- 犯罪行為を受けた時において、加害者との間に要綱第5条第2号の親族関係がない。
- 犯罪行為を誘発しておらず、その他犯罪被害につきその責めに帰すべき行為がない。
- 菊陽町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの密接関係者ではない。
- 本件と同一の犯罪被害で、他の市町村から菊陽町犯罪被害者等見舞金と同様の支援を受けたことはない。

4. 代理申請について

- なし
- あり 理由（ ）

(代理人) 住所

(〒)

氏名

生年月日 年 月 日

連絡先

給付対象者との関係

上記申請内容に間違いありません。

氏名

上記代理人氏名

添付書類（重傷病見舞金）

- 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書
※診断書には、犯罪行為により負傷又は疾病にかかった日、療養期間、入院日数、負傷又は疾病の状態が明記されていること。精神疾患である場合は、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が3日以上労務に服することができないことが明記されていること。
- 申請者が犯罪行為を受けた時において、菊陽町に住所を有していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- 申請者が犯罪行為を受けた時において、本要綱第2条第7号アからカまでのいずれかに該当する者であって、菊陽町の住民基本台帳に記録されずに町内に居住していた場合は、当該アからカまでの理由があったことが証明できる書類及び町内に居住していたことが客観的に確認できる書類（公共料金の領収証等）
- 代理人によって代理申請するときは、代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍の謄本等、任意代理人の場合は委任状）
- その他町長が必要と認める書類

※ 該当する項目の□に✓印を入れてください。

第 号
年 月 日

様

菊陽町長

菊陽町犯罪被害者等見舞金給付決定及び給付額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった菊陽町犯罪被害者等見舞金については、下記のとおり給付決定及び給付額の確定をしましたので、通知します。

記

1 見舞金の種類

2 見舞金の額

見舞金の給付後に、見舞金の給付を受ける資格がないことが判明した場合、見舞金の給付制限に該当することが判明した場合又は偽りその他不正の手段により見舞金の給付決定を受けたことが判明した場合は、見舞金の返還を求めることがあります。
※見舞金給付の取消しが決定した場合、見舞金の給付を受けた者は、町長が定める日までに見舞金を返還しなければなりません。

第 号
年 月 日

様

菊陽町長

菊陽町犯罪被害者等見舞金不給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった菊陽町犯罪被害者等見舞金については、下記のとおり給付しないこととしましたので、通知します。

記

1 見舞金の種類

2 給付しない理由

菊陽町犯罪被害者等見舞金給付請求書

年 月 日

菊陽町長 様

受給決定者 住 所
氏 名
連絡先

年 月 日付け 第 号で通知がありました菊陽町犯罪被害者等見舞金
について、下記のとおり請求します。

記

見舞金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 重傷病見舞金	
請求金額	円	
振 込 先	フリガナ	
	口座名義人	
	金融機関名	
	支 店 名	
	種 別	<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 普通
	口 座 番 号	

※ 該当する□にレ点を入れてください。

※ 見舞金の振込先は、原則として見舞金の受給決定者本人の口座に限ります。

第 号
年 月 日

様

菊陽町長

菊陽町犯罪被害者等見舞金給付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で給付決定しました菊陽町犯罪被害者等
見舞金については、下記の理由によりその決定を取り消すこととしたので通知します。

記

見舞金給付決定取消理由	
-------------	--